

検定意見書

_1 枚中 _1 枚目

受理番号 27-173		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅰ	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	79	下	横書きの歌詞の右列「(※※) 繰り返し」	楽譜の歌詞と相互に矛盾している。 ((※※) 部分の歌詞の繰り返しではない。)	3-(1)	
2	95	中	「() の音は、ピックや指先を使ってアップ・ダウンで弾く場合に使用する。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (94ページ下の「Em6」の(○)の音を使用する場合、第5弦は×であり弾かない弦になっているため、アップ・ダウンで弾くことは困難である。他に、Em-5・7、Edim7、Eaug、Esus4、Bb-aug)	3-(3)	
3	96	中右	「慣れるまで、ギターは次のようにコードを演奏しよう。」及びその下の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (演奏についての具体的な説明が不足している。)	3-(3)	
4	113	下	「アーティキュレーションに変化をつけて変奏させた例」の下の楽譜と「混声4部合唱への編曲例」の下の楽譜	生徒が誤解するおそれのある例示である。 (何の曲を変奏及び編曲したのかが示されていない。)	3-(3)	
5	160	下左	[声明の日本化]	生徒が誤解するおそれのある年表の記述である。 (古墳時代～奈良時代に書かれている。)	3-(3)	
6	裏見返	下右	新日本音楽	生徒が誤解するおそれのある年表の記述である。 (昭和時代の中期に書かれている。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

_ 枚中 _ 枚目

受理番号 27-174		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	83	上右	〔チューニング〕楽譜の下、「ギターは普通、上記の赤字の音に調弦される。」	誤記である。 (赤字ではない。)		3-(2)
2	83	下右	「慣れるまで、ギターは次のようにコードを演奏しよう。」及びその右の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (演奏についての具体的な説明が不足している。)		3-(3)
3	98	中右	「()の音は、ピックや指先を使ってアップ・ダウンで弾く場合に使用する。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (97ページ中の「E m6」の(○)の音を使用する場合、第5弦は×であり弾かない弦になっているため、アップ・ダウンで弾くことは困難である。他に、E m-5・7、E dim7、E aug、E sus4、B ♫ aug)		3-(3)
4	135	下中	〔声明の日本化〕	生徒が誤解するおそれのある年表の記述である。 (古墳時代に書かれている。)		3-(3)
5	137	下中	新日本音楽	生徒が誤解するおそれのある年表の記述である。 (昭和時代の中期に書かれている。)		3-(3)
6	143	下	「アーティキュレーションに変化をつけて変奏した例」と下の楽譜	生徒が誤解するおそれのある例示である。 (楽譜はアーティキュレーションだけに変化をつけているわけではないため、誤解するおそれがある。)		3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

3 枚中 _1_ 枚目

受理番号 27-191		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	34	上	「Heidenröslein」の4行「lief」の逐語訳「あった」	不正確である。 (日本語訳)		3-(1)
2	86	下右	《おもなエフェクター》の「・デュレイ	不正確である。 (カタカナの表記)		3-(1)
3	91	上右	「縦譜の例」	生徒にとって理解し難い楽譜である。 (調弦が示されておらず、また、算用数字(2、3)の説明がない。)		3-(3)
4	93	上右	「縦譜の例」4列目上から4番目の「1・」の右側に付された「△」	不正確である。 (「△(ハジキ)」が付される箇所)		3-(1)
5	96	下	「調弦と勘所」の「本調子」の楽譜の第2弦の音の表記	不正確である。 (口音と変口音が不正確である。)		3-(1)
6	96	下	「その他の調弦の例」の「一揚調」の音の表記	不正確である。 (調弦が不正確である。)		3-(1)
7	97	下	「三線の楽譜」の右から2列目5マス目の「六」及び8列目7マス目の「六」	相互に矛盾している。 (「三線の楽譜」上の「涙そうそう」の楽譜の該当箇所と矛盾している。)		3-(1)
8	108	中右	「ノートルダム大聖堂」の写真	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (パリのノートルダム大聖堂ではないため、誤解するおそれがある。)		3-(3)
9	112	上右	5、6行「再現部では第1・第2主題が主調で現れ」	不正確である。 (再現部の第2主題は主調では現れない。)		3-(1)
10	112	上右	11～13行「中間部ではホルンによって第1楽章の冒頭動機のリズム音型が何度も繰り返される(譜例3)。」	不正確である。 (中間部とは言い難い。)		3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

3 枚中 _2_ 枚目

受理番号 27-191		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
11	113	中右	「セレナードト長調「アイネ・クライネ・ナハトムジーク」」の譜例2	不正確である。 (譜例2は第2主題とは言い難い。)	3-(1)	
12	114	中	「譜例1」～「譜例5」	楽譜の表記が不適切である。 (譜例が原調であるように読み取れる。)	固有 3-(1)	
13	115	上左	2、3行「ダンバー・ペダル」	生徒にとって理解し難い表現である。 (用語の説明がない。)	3-(3)	
14	115	中	「24の奇想曲」の譜例1	楽譜の表記が不適切である。 (譜例が原典ではない。)	固有 3-(1)	
15	117	上右	4～7行「モティーフ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (用語の説明がない。)	3-(3)	
16	118	上右	16行「アンティーク・シンバル」	生徒にとって理解し難い表現である。 (用語の説明がない。)	3-(3)	
17	121	下左	「現代の日本の音楽」の4行「幸田延(1871～1946)」	不正確である。 (生年が不正確である。)	3-(1)	
18	129	2	「大正時代になると、箏曲家の宮城道雄が『春の海』など、西洋音楽の要素を取り入れた作品を発表し」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『春の海』が大正時代に発表されたように読み取れる。)	3-(3)	
19	135	上	「2イメージに合う旋律や伴奏のパターンをつくろう」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (伴奏のパターンをつくる際の手掛かりとなる説明が不足している。)	3-(3)	
20	135	中	「《旋律(ドリア旋法)を使った例》」樂譜2点	楽譜の表記が不適切である。 (拍子が示されていない。)	固有 3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 27-191		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
21	136	上	「2 イメージからサウンドへ」及び 「3 サウンドから楽曲へ」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (「サウンド」及び「サウンド（素材）」の意味が 分かりにくい。)	3- (3)	
22	136	中右	「p 89 DTMに挑戦」（ページの表 示）	誤記である。 (該当ページに項目がない。)	3- (2)	
23	138	上	「大譜表と音名」下の表のイタリア語 「Le」	不正確である。 (音名の表記)	3- (1)	
24	139	下	「音階や旋法」の「日本の音階の例」 の「陽音階」と「民謡音階」	生徒にとって理解し難い表現である。 (同じ構成音からなる異なる名称の音階があるため 、理解し難い。)	3- (3)	
25	139	下	「音階や旋法」の「日本の音階の例」 の「陰音階（下行）」の楽譜	不正確である。 (上行と同じ音になっている。)	3- (1)	
26	143	下	「オーケストラの配置例」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (打楽器、編入楽器及びテナー・トロンボーン 2 本 が、1 管編成で當時用いられるように読み取れる。)	3- (3)	
27	⑫	中右	「Cdim7」の鍵盤	不正確である。 (変口音ではない。)	3- (1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

3 枚中 _1_ 枚目

受理番号 27-192		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由		検定基準
	ページ	行				
1	17	上	「Dona nobis pacem」	作詞者名が示されていない。		固有 2- (5)
2	23	上	「いくつかの音楽の要素について、どのような種類や特徴があるのか見ていこう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (音階についての学習内容であり、記載の意図が理解し難い。)		3- (3)
3	46	上左	「野ばら」の4行「lief」の逐語訳「あつた」	不正確である。 (日本語訳)		3- (1)
4	46	中右	2、3行「子音とウムラウト（変母音）の発音（P. 56参照）」（ページの表示）	誤記である。 (該当ページに項目がない。)		3- (2)
5	68	下左	コラムの9、10行「史上最大のオペラ作品」	不正確である。 (史上最大とは言い難い。)		3- (1)
6	87	上右	「縦譜の例」	生徒にとって理解し難い楽譜である。 (調弦が示されておらず、また、算用数字（2、3）の説明がない。)		3- (3)
7	89	上右	「縦譜の例」4列目上から4番目の「1・」の右側に付された「□」	不正確である。 (「□（ハジキ）」が付される箇所)		3- (1)
8	94		「ソーラン節」三味線楽譜1段目2小節	不正確である。 (「（一）」ではない。)		3- (1)
9	95		「会津磐梯山」1段目最後の縦線	楽譜の表記が不適切である。 (不要である。)		固有 3- (1)
10	103		「ヘグム（Key.）」のパート2段目2小節上の「bend（ピッチ・バンド・ホールを用いる）」	生徒にとって理解し難い楽譜である。 (用語の説明がなく、演奏方法が理解し難い。)		3- (3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

3 枚中 _2_ 枚目

受理番号 27-192		学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
11	116		ギター1及びギター2の楽譜の2段目冒頭(以下、117ページ、118ページ同じ)	楽譜の表記が不適切である。 (「TAB」が記されていない。)	固有 3-(1)
12	117	下	「Guitar1のグリッサンドは」	生徒にとって理解し難い表現である。 (用語(グリッサンド)の説明がないため、楽譜のどこを指しているのかが分かりにくい。)	3-(3)
13	128	右下	「階名(音名)の設定 グイード・ダレツォ(991/992~1050イタリア)」の没年	相互に矛盾している。 (⑧「音楽史と史実」上中ではグイード・ダレツォの没年は1033頃になっている。)	3-(1)
14	130	14 - 16	「A.ヴィヴァルディの『四季』(「和声と創意の試み」の一部)など、…「合奏協奏曲」が盛んに書かれている。」	不正確である。 (「四季」は合奏協奏曲とは言い難い。)	3-(1)
15	130	下	「管弦楽組曲第2番から「アリア」／J. S. バッハ」	誤りである。 (第2番)	3-(1)
16	131	5 - 6	「さらに冒頭楽章に「ソナタ形式」が採用されている点に大きな特徴がある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (冒頭楽章は全て「ソナタ形式」が採用されているように読み取れる。)	3-(3)
17	133	下	「音のない音楽」の1行「ケージの『4分33秒』(1951)」	不正確である。 (1951年ではない。)	3-(1)
18	137	2	「大正時代になると、箏曲家の宮城道雄が『春の海』など、西洋音楽の要素を取り入れた作品を発表し」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『春の海』が大正時代に発表されたように読み取れる。)	3-(3)
19	138	上	「大譜表と音名」下の表のイタリア語「Le」	不正確である。 (音名の表記)	3-(1)
20	139	下	「音階や旋法」の「日本の音階の例」の「陽音階」と「民謡音階」	生徒にとって理解し難い表現である。 (同じ構成音からなる異なる名称の音階があるため、理解し難い。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

3 枚中 3 枚目

受理番号 27-192		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
21	139	下	「音階や旋法」の「日本の音階の例」の「陰音階（下行）」の楽譜	不正確である。 (上行と同じ音になっている。)		3- (1)
22	143	下	「オーケストラの配置例」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (打楽器、編入楽器及びテナー・トロンボーン2本が、1管編成で常時用いられるように読み取れる。)		3- (3)
23	⑬	中右	「Cdim7」の鍵盤	不正確である。 (変口音ではない。)		3- (1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

1 枚中 1 枚目

受理番号 27-193			学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	19	中	「詩のリズムを感じ取ろう」の3行「1段目の歌詞を見てみると、の部分は長母音（-）と短母音（U）が交互に現れる構造で」及びその下のドイツ語「ein」、「Röslein」の上の「U」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ein」(2か所)及び「Röslein」(2か所)の「ei」は短母音ではなく、「auf」の「au」及び「Heiden」の「ei」は長母音ではないため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
			」と「auf」、「heiden」の上の「-」			
2	31	上	「母音」の表の「発音のポイント（長母音／短母音）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ei」、「au」、「eu」及び「äu」にも長母音と短母音があるような表に読み取れる。)	3-(3)	
3	45	3 - 4	「単旋律で歌われていたグレゴリオ聖歌は、元の旋律に新しい旋律を追加し、複数の声部をもつ「多声音楽（ボリフォニー）」になりました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルネサンス期にそのようなことが起こったように読み取れる。)	3-(3)	
4	68	中右	「シェーンベルク」の下の主な作品「『5つのピアノ曲』op. 25」	不正確である。 (楽曲名と作品番号が整合しない。)	3-(1)	
5	68	中	「さまざまなスタイルの曲をつくった作曲家」の7、8行「ラヴェルの『水の戯れ』は、ドビュッシーの影響を受けた印象主義的な作品として知られています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ラヴェルの「水の戯れ」は、ドビュッシーがピアノ曲で印象主義の手法を確立するより前に作曲されている。)	3-(3)	
6	76	図表	「関連」を示す破線	生徒が誤解するおそれのある図表である。 (関連を示す破線のうち、盲僧琵琶の下の破線及び筑紫箏の下の破線の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
7	88	下	「アーヴァーズとセタール（アーヴァーズ）イラン」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (アーヴァーズ、セタール及び楽譜の説明が不足している。)	3-(3)	
8	110	下左	「フィガロの結婚の上演まで」の5行「戯曲のパリ初演（86年）は大成功した。」	不正確である。 (戯曲のパリ初演は1786年ではない。)	3-(1)	
9	152	上右	「楽器の図鑑」の楽器の分類「◆…オーケストラの楽器」	生徒にとって理解し難い表現である。 (ピアノ（153ページ上左）は「オーケストラの楽器」であると一般的には理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

_ 枚中 _ 枚目

受理番号 27-194		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	11	下	「ルールを守って音楽を楽しもう—著作権についてー」の下、中央と右のQ & A	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (状況が具体的でない。)	3- (3)	
2	37		2段目2小節の上の記号「(四分音符=付点四分音符)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (記号の説明がない。)	3- (3)	
3	41	上右	「チューニング」の右「フィンガー・ボードと音の関係」の図：フィンガー・ボード上に書かれた「ド、レ、ミ、ファ、ソ、ラ、シ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (階名としてとらえられるおそれがある。(145ページ「楽典」の「音階と階名」では、「ド、レ、ミ…」は階名として記載されている。))	3- (3)	
4	48	下	「バレエ」「表現の特徴」の3、4行 「「バレエ」といった場合に通常示される作品では、クラシック音楽が用いられる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「通常示される作品」の意味が分かりにくい。)	3- (3)	
5	79		〈初段〉の楽譜1列目「糸の名称」上から7マス目右下の小さい「七」など	生徒にとって理解し難い楽譜である。 (小さい「七」に関する奏法の説明が不足しているため、演奏に支障を来すおそれがある。)	3- (3)	
6	89	中右	「こんなアルバムを聴いてみよう」の「スタン・ゲッツ&チャーリー・バード『ジャズ・サンバ』」のジャケット(位置)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (サクソフォーン奏者とトランペット奏者によるアルバムであるかのような誤解が生ずる。)	3- (3)	
7	128	左中	「ホモフォニックな音楽」の3行「調性音楽の模範となるような様式」	生徒にとって理解し難い表現である。 (具体的にどのような様式なのか説明が不足している。)	3- (3)	
8	129	左下	「印象主義」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (文章の最後に「ロマン派にはみられない作品を数多く生み出した。」とあるが、「印象主義」の項目自体が「ロマン派の音楽」という大項目の中にあり、誤解を生ずる。)	3- (3)	
9	134	中	「バロック」の3行「ピアノの前身ともいわれる「チェンバロ」」及び4、5行「チェンバロや初期のピアノではほとんど音量の変化を付けることができず」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (チェンバロとピアノの説明が不十分である。)	3- (3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

_ 枚中 _ 枚目

受理番号 27-164		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術Ⅰ	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	12	中央下	糸杉のある麦畑のスケッチ 説明文7-9行 手前側に広がっていた草地を完成作品では描かないようにしたことがわかる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (比較する箇所が不明。)	3-(3)	
2	23	中央	図版 別の角度から見た状態	印刷が鮮明でない。	固有 3-(1)	
3	33	左下	野外彫刻の模型	材質が付記されていない。 (材質の表記が不十分。)	固有 2-(3)	
4	43	左下囲み	場所の情報をデザインする	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (A表現(2)「デザイン」)	2-(1)	
5	58	上	驚き盤(原画) 説明文3行 切り込みを入れると 右説明文2行 切り込みごしに鏡をのぞく 及び、図版	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明文の内容を図版から理解できない。)	3-(3)	
6	63	右上	図版 日常にひそむ数理曲線	不正確である。 (サイクロイド曲線。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 27-182		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由		検定基準
	ページ	行				
1	10	左下囲み	植物の構造を捉えよう	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。(A表現(1)ア「感じ取ったことや考えたこと・・・から主題を生成すること。」、イ「表現形式の特性を生かして・・・創造的な表現の構想を練ること。」)		2-(1)
2	12	左下	リンゴのある静物 イラスト赤矢印↓及び、解説文5行 上から見た視点	生徒が誤解するおそれのある表現である。(矢印が示す真上からの視点では、壺の口は橢円には見えない。)		3-(3)
3	17	下囲み中央	3時 解説文2-3行 三つの消失点	生徒が誤解するおそれのある表現である。(三点透視図法かのように読める。)		3-(3)
4	27	上	図版 東京圖 六本木昼図 及び、解説文1-2行 町人や侍と現代人が同じ空間に描かれている。	生徒にとって理解し難い表現である。(解説文の内容を図版から理解できない。)		3-(3)
5	44	左上	鑑賞 絵画 及び、右下図版ダヴィデ	相互に矛盾している。		3-(1)
6	46	下	図版 大きさのイメージ	不正確である。(ダヴィデの高さ。)		3-(1)
7	60	左	図版 空間の鳥(部分)	印刷が鮮明でない。		固有 3-(1)
8	64	右中央	千手観音立像 解説文1-2行 千(953) 本の手は、法具や武器、宝塔などを持ち、頭上には、十一面の観音	不正確である。(千(953)本、十一面の観音。)		3-(1)
9	81	下囲み左	模様をデザインしよう 赤矢印の白抜き文字 P29	誤りである。(P29)		3-(1)
10	99	右下	図版3点 及び、解説文 動画の冒頭、金色に輝く画面に色が付き始めると鳳凰が空から降りてくる。 鳳凰の羽ばたきなどは動画作品ならではの演出である。	生徒にとって理解し難い表現である。(図版3点の順番、及び、「金色に輝く画面」に対応した図版がなく、整合性がとれていない。)		3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 27-182		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
11	103	中央	弥生時代の年表区分、及び114ページ右中央 繩文、弥生、古墳時代の美術 6-7行 西日本に弥生文化が成立した紀元前4世紀頃	相互に矛盾している。		3-(1)
12	108	右中央	マニエリスムの美術 7行 バロック美術に位置付けられる	生徒にとって理解し難い表現である。 (「マニエリスムの美術」の特色を解説する記述として理解し難い表現である。)		3-(3)
13	111	左下	抽象主義 9行 運度 その他、150ページ左中央 鈍色	誤記である。		3-(2)
14	113	右上	[84] 無題 1990、その他、同ページ中央 [86] 包まれた国会議事堂 ベルリン 1955、116ページ左上 [22] 無著立像 94.7cm、120ページ左上 [65] 位相一大地 円筒、穴とも220×直径270cm、124	誤りである。 (1990、1955、94.7cm、円筒、穴とも220×直径270cm、1985年)		3-(1)
			ページ映画の誕生10行 1985年			
15	126	右下	図版 ざくろ 及び、13×13cm	不正確である。 (図版は正方形でない。)		3-(1)
16	127	右上	アラビアゴム（左）、アラビアゴム液（右）と図版 その他、左下 アクリル樹脂（左）、アクリルエマルジョン（右）と図版	相互に矛盾している。		3-(1)
17	136	下中央	岩絵の具 細かい⇒粗い	誤りである。 (細かい⇒粗い)		3-(1)
18	140	左中央	図版 ジャン・ケン・ポン ピース・サイン1	印刷が鮮明でない。		固有 3-(1)
19	149	左下	彩度対比 解説文 左は補色関係であるため、中央のくすんだ黄赤の正方形は、より鮮やかに見える。及び、図版	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (彩度対比の解説として、補色関係の例示では誤解するおそれがある。)		3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

檢定意見書

3 枚中 3 枚目

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

_ 枚中 _ 枚目

受理番号 27-165		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	左下	図版 (筆)	教材の扱いが不適切である。 (軸に貼られた不必要な札)	固有 2-(3)	
2	19	左下3	「谷」, この他 56ページ中下5行 「繁」, 59ページ下3行 制の左下, 73ページ中中 (か)	誤記である。	3-(2)	
3	62	中中	「皇」の最終画	不正確である。 (最終画の長さ)	3-(1)	
4	110	上	図版中の「夏」字	不正確である。 (字形)	3-(1)	
5	110	右下	図版 この他 111ページ右上の図版	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず, また, 発展的な学習内容であることが明示されていない。 (内容の取扱い (2) の「(1) の漢字は楷書及び行書」)	2-(16)	
6	154	1段6 -8	用筆法の一つ。～書かれる。	不正確である。 (円筆と混同)	3-(1)	
7	154	3段1 7	中国風の書 (唐様)	不正確である。 (唐様)	3-(1)	
8	裏見返	3段7 -9	用筆法の一つ。～書かれる。	不正確である。 (方筆と混同)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 27-175		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由		検定基準
	ページ	行				
1	口絵③	右下5	茲のルビ「そ」、この他 69ページ中 中 「印刃」	誤記である。		3- (2)
2	29	左下2 -3	虞世南が没したあと、太宗皇帝の信任 を得て仕官しました。	不正確である。 (虞世南が没したあと)		3- (1)
3	118	中下	上下に余白を生かした構成	不正確である。 (作例の構成に対応しないタイトル)		3- (1)
4	裏見返 ⑥	中中	漢倭奴国王	88ページと、表記が不統一である。 (倭)		3- (4)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

_ 枚中 _ 枚目

受理番号 27-181		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	18	左下	「横画（下）」，この他 20ページ左下「横画（下）」，26ページ右下6行氏のルビ「しん」，64ページ下3行「起原」，86ページ左中「努」，裏見返左「解伯達造像記」	誤記である。		3- (2)
2	60	中下	図版（臨書例「大道」）	臨書例としては偏っており、不適切である。 (字形)		固有 2- (1)
3	64	下3	その起原は明時代に遡ります。	不正確である。 (明時代)		3- (1)
4	97	左下	図版（1行目「の」の後）	不正確である。 (踊り字の脱落)		3- (1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

_2 枚中 _1 枚目

受理番号 27-183		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道 I	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由		検定基準
	ページ	行				
1	12	上8-10	書道 I の「漢字の書」では、五つの書体全てを学習します。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い (2) の「(2) は楷書及び行書」)		2-(1)
2	18	下19	「柔剛」、この他 59ページ右中2行「延」	誤記である。		3-(2)
3	26	左下	蚕頭燕尾の図版（起筆部）	不正確である。 (蚕頭に非ず)		3-(1)
4	77	左中	釈文（4行目以下）・歌の意味（6行目以下）	不正確である。 (釈文・歌の意味の脱落)		3-(1)
5	80	左中	図版中の「み」（1行目行末）・「り」（2行目行末）	不正確である。 (右側の一部欠落)		3-(1)
6	115	1段1 5	五七調にまとめた今様歌。	不正確である。 (五七調)		3-(1)
7	116	2段2 6-3段1	タイトル（きら【雲母】）と解説（雲母という鉱物を～しました。）	相互に矛盾している。 (きら【雲母】=雲母)		3-(1)
8	116	4段2 0	甲骨や獸骨	不正確である。 (甲骨の「骨」=獸骨)		3-(1)
9	117	3段1 3	平安時代初期の唐様の書	不正確である。 (唐様)		3-(1)
10	118	1段2 4-25	一般的に、画仙紙の全紙を縦半分に裁断したもので、半切ともいいます。	不正確である。 (条幅=軸形式のもの)		3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 27-183	学校 高等学校	教科 芸術	種目 書道 I	学年
-------------	---------	-------	---------	----

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
11	118	2段4 -6	三国時代の魏で太祖・文帝・明帝の三代に仕えた政治家です。	不正確である。 (三国時代の魏で太祖・文帝・明帝の三代に仕えた)	3-(1)
12	119	2段1 4-15	いずれもそれまでにない革新的な表現で知られています。	不正確である。 (いずれも)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。